整備項目表(公園)

１　園路及び広場

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | | 整備状況 | 摘要 |
| 園路及び広場 | 出入口の構造 | 有効幅120㎝以上 | ㎝ |  |
| 車止めの相互間の間隔90㎝以上  （1以上） | ㎝ |  |
| 出入口からの水平距離が150㎝以上の水平面の設置  （地形の状況等によりやむを得ない場合を除く。） | ㎝ |  |
| 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造（傾斜路を併設する場合を除く。） | 適・否 |  |
| 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げること | 適・否 |  |
| 通路 | 幅員180㎝以上  （地形の状況等によりやむを得ない場合は、通路の末端と50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設置し、幅員120㎝以上。） | ㎝ |  |
| 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造（傾斜路を併設する場合を除く。） | 適・否 |  |
| 縦断勾配4%以下（地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下。） | % |  |
| 3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合、途中に150㎝以上の水平部分の設置 | 有・無 |  |
| 横断勾配1%以下  （地形の状況等によりやむを得ない場合は、2%以下。） | % |  |
| 粗面又は滑りにくい材料による路面仕上げ、かつ平たん | 適・否 |  |
| 排水溝へのつえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置 | 有・無 |  |
| 縁石の切下げ部分の有効幅員120㎝以上、縁石と園路面との段差2cm以下、すりつけ勾配を8%以下 | 縁石の  切下げ部分  ㎝  段差  ㎝  すりつけ勾配  % |  |
| 必要に応じた手すりの設置 | 有・無 |  |
|  | 階段 | 両側への手すりの設置（地形の状況等によりやむを得ない場合を除く。） | 有・無 |  |
| 手すりの端部付近への階段の通ずる場所を示す点字の設置 | 有・無 |  |
| 回り階段でないこと（地形の状況等によりやむを得ない場合を除く。） | 適・否 |  |
| 粗面又は滑りにくい材料による踏面  の仕上げ | 適・否 |  |
| 段を識別しやすい構造 | 適・否 |  |
| つまずきの原因となるものが設けられていない構造 | 適・否 |  |
| 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 | 有・無 |  |
| 階段を設ける場合の傾斜路の併設  （地形の状況等により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーターその他の昇降機の併設。） | | 有・無 |  |
|  | 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。） | 幅員120㎝以上 | ㎝ |  |
| 縦断勾配8%以下 | % |  |
| 横断勾配を設けない | 適・否 |  |
| 粗面又は滑りにくい材料による路面の仕上げ | 適・否 |  |
| 高低差75㎝以内ごとの踏幅150㎝以上の踊場の設置 | ㎝ |  |
| 両側への手すりの設置 | 有・無 |  |
| 側面が壁でない場合の高さ5㎝以上の立ち上がり部の設置 | 有・無 |  |
| 傾斜がある部分と踊場の部分の色が識別しやすい | 適・否 |  |
|  | 障害者、高齢者等が転落するおそれのある場所へのさく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者、高齢者等の転落を防止するための設備の設置 | | 有・無 |  |
| 屋根付広場等の施設のうちそれぞれ１以上及び公園の設置目的を踏まえ重要と認められる公園施設に接続していること | | 適・否 |  |

２　屋根付広場

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | | 整備状況 | 摘要 |
| 屋根付広場(1以上) | 出入口の構造 | 有効幅120㎝以上  （地形の状況等によりやむを得ない場合は、80㎝以上。） | ㎝ |  |
| 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない  （傾斜路を併設する場合を除く。） | 適・否 |  |
| 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保 | | 適・否 |  |

３　休憩所及び管理事務所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | | 整備状況 | 摘要 |
| 休憩所（1以上）及び管理事務所＊ | 出入口の構造 | 有効幅120㎝以上  （地形の状況等によりやむを得ない場合は、80㎝以上。） | ㎝ |  |
| 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない（傾斜路を併設する場合を除く。） | 適・否 |  |
| 戸を設ける場合には、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とする | 適・否 |  |
| カウンター  (1以上） | 車いす使用者の円滑な利用に適した構造（常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合を除く。） | 適・否 |  |
| 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保 | | 適・否 |  |
| 便所 | 濡れても滑りにくい材料による床の表面の仕上げ | 適・否 |  |
| 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房＊＊又は便所の設置（1以上） | 有・無 |  |
| 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した便房及び便所の構造  １　便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上  ２　便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造  ３　障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸  ４　車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保  ５　腰掛便座及び手すりの設置 | 便房  　　㎝  便所  　　㎝  適・否  適・否  適・否  有・無 |  |
| 水洗器具の設置 | 有・無 |  |
| 水洗器具の構造  １　車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置  ２　両側への手すり又はこれに類するものの設置  ３　操作が容易な水栓器具 | 有・無  有・無  有・無 |  |
| 便所の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている旨の標識の設置＊＊＊ | 有・無 |  |
| 便所及び便房の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造である旨の標識の設置 | 有・無 |  |
| 男子用小便器のある便所 | 床置式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35㎝以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置（1以上） | 有・無 |  |

注　１　＊多数の者の利用に供する管理事務所について記入すること。

２　＊＊印の整備基準は、男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所内の便房について記入すること。

３　＊＊＊印の整備基準は、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）について記入すること。

４　野外劇場及び野外音楽堂

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | | 整備状況 | 摘要 |
| 野外劇場及び野外音楽堂 | 出入口の構造 | 有効幅120㎝以上  （地形の状況等によりやむを得ない場合は、80㎝以上。） | ㎝ |  |
| 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない  （傾斜路を併設する場合を除く。） | 適・否 |  |
| 通路＊ | 有効幅120㎝以上  （地形の状況等によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅を80㎝以上。） | ㎝ |  |
| 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない（傾斜路を併設する場合を除く。） | 適・否 |  |
| 縦断勾配4%以下  （地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下。） | % |  |
| 横断勾配１%以下  （地形の状況等によりやむを得ない場合は、2%以下。） | % |  |
| 粗面又は滑りにくい材料による路面の仕上げ | 適・否 |  |
| 障害者、高齢者等が転落するおそれのある場所へのさく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者、高齢者等の転落を防止するための設備の設置 | 有・無 |  |
| 車いす使用者用観覧スペース | 車いす使用者用観覧スペースの設置  （野外劇場及び野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の１を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上。） | 有・無 |  |
| 有効幅90㎝以上、奥行き120㎝以上 | 有効幅  　　㎝  奥行き  　　㎝ |  |
| 車いす使用者が利用する際に支障となる段がない構造 | 適・否 |  |
| 車いす使用者が転落するおそれのある場所へのさくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備の設置 | 有・無 |  |
| 便所 | 濡れても滑りにくい材料による床の表面の仕上げ | 適・否 |  |
| 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房＊＊又は便所の設置（1以上） | 有・無 |  |
| 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した便房及び便所の構造  １　便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上  ２　便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造  ３　障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸  ４　車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保  ５　腰掛便座及び手すりの設置 | 便房  　　㎝  便所  　　㎝  適・否  適・否  適・否  有・無 |  |
| 水洗器具の設置 | 有・無 |  |
| 水洗器具の構造  １　車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置  ２　両側への手すり又はこれに類するものの設置  ３　操作が容易な水栓器具 | 有・無  有・無  有・無 |  |
| 便所の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている旨の標識の設置＊＊＊ | 有・無 |  |
| 便所及び便房の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造である旨の標識の設置 | 有・無 |  |
| 男子用小便器のある便所 | 床置式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35㎝以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置（1以上） | 有・無 |  |

注　１　＊印の整備基準については、出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所との間の経路を構成する通路について記入すること。

２　＊＊印の整備基準は、男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所内の便房について記入すること。

３　＊＊＊印の整備基準は、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）について記入すること。

５　駐車場

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | 整備状況 | 摘要 |
| 駐車場 | 車いす使用者用駐車施設の設置＊  （多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、1以上の駐車場に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に1／50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1／100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設置。） | 有・無 |  |
| 車いす使用者用駐車施設の構造  １　車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口又は園路及び広場に近接した場所への設置  ２　幅350㎝以上  ３　車いす使用者用駐車施設又はその付近における車いす使用者用駐車施設である旨の立看板等による見やすい方法による表示 | 適・否  　　㎝  有・無 |  |
| 駐車場内の通路の構造  １ 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ  ２　段の構造  （1）　手すりの設置  （2）　回り階段でないこと  （3）　粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ  （4）　識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造の段  （5）　側面が壁でない場合の立ち上がりの設置  ３　排水溝へのつえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置  ４　幅員120㎝以上  ５　50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置  ６　高低差がある場合の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置 | 適・否  有・無  適・否  適・否  適・否  有・無  有・無  　　㎝  有・無  有・無 |  |
| 傾斜路の構造  １　幅員120㎝以上（段を併設する場合は90㎝）  ２　勾配8%以下（高さ16㎝以下の場合は12.5%  以下）  ３　高低差75㎝以内ごとの踏幅150㎝以上の踊場の設置  ４　手すりの設置（勾配8%超の傾斜がある部分又は高さ16㎝超で勾配が5％超の傾斜がある部分に限る。）  ５　粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上  　げ  ６　縁端部への高さ5㎝以上の立ち上がり又は側壁の設置  ７　傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別 | ㎝    　　%  　　㎝  有・無  適・否  有・無  適・否 |  |

注　＊印の整備基準については、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場を除く。

６　便所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | | 整備状況 | 摘要 |
| 便所 | 濡れても滑りにくい材料による床の仕上げ | | 適・否 |  |
| 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房＊又は便所の設置（1以上） | | 有・無 |  |
| 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した便房及び  便所の構造  １　便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上  ２　便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造  ３　障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸  ４　車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保  ５　腰掛便座及び手すりの設置 | | 便房  　　㎝  便所  　　㎝  適・否  適・否  適・否  有・無 |  |
| 水洗器具の設置 | | 有・無 |  |
| 水洗器具の構造  １　車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置  ２　両側への手すり又はこれに類するものの設  　置  ３　操作が容易な水栓器具 | | 有・無  有・無  有・無 |  |
| 便所の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている旨の標識の設置＊＊ | | 有・無 |  |
| 便所及び便房の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造である旨の標識の設置 | | 有・無 |  |
| 男子用小便器のある便所 | 床置式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35㎝以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置（1以上） | 有・無 |  |

注　１　＊印の整備基準は、男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所内の便房について記入すること。

２　＊＊印の整備基準は、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）について記入すること。

７　水飲場及び手洗場

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | 整備状況 | 摘要 |
| 水飲場及び手洗場  （1以上） | 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造 | 適・否 |  |

８　掲示板及び標識

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | | 整備状況 | 摘要 |
| 掲示板及び標識 | 掲示板 | 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造 | 適・否 |  |
| 表示された内容が容易に識別できる | 適・否 |  |
| 標識 | 障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）による標識の表示 | 適・否 |  |
| 標識への視覚障害者に配慮した設備の設置  １　文字等の浮き彫り  ２　音声による案内  ３　点字及び前2号に類するもの | 有・無  有・無  有・無  有・無 |  |
| 園路及び広場、施設等の配置を表示した標識を設置する場合、園路及び広場の出入口の付近に１以上設置 | 有・無 |  |

９　改札口

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | 整備状況 | 摘要 |
| 改札口（1以上） | 有効幅80㎝以上 | ㎝ |  |
| 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造 | 適・否 |  |
| 自動改札機又はその付近に、自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示（自動改札機を設ける場合） | 有・無 |  |

１０　券売機

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整　　　備　　　基　　　準 | 整備状況 | 摘要 |
| 券売機（1以上） | 車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分の高さ等 | 適・否 |  |
| 金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分並びに操作方法を視覚障害者に配慮した設備の設置  １　文字等の浮き彫り  ２　音声による案内  ３　点字及び前2号に類するもの | 有・無  有・無  有・無  有・無 |  |
| 券売機の前方又は横方向に水平スペースを確保 | 有・無 |  |